

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

NO.106

【共通】問1 消防法第3条第2項では、消防長又は消防署長は、屋外において火災の予防に危険であると認める物件の所有者、管理者又は占有者が権原を有するものを確認することができないため、これらの者に対し、第1項の規定による必要な措置をとるべきことを命ずることができないときは、これらの者の負担において、当該消防職員に、当該物件について以下に示す第1項に掲げる措置のうち2つについて必要な措置をとらせることができる、とされている。

- 一 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具（物件に限る。）又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具（物件に限る。）の使用その他これらに類する行為の禁止、停止若しくは制限又はこれらの行為を行う場合の消火準備
- 二 残火、取灰又は火粉の始末
- 三 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理
- 四 放置され、又はみだりに存置された物件（前号の物件を除く。）の整理又は除去

以下の2つの措置の組み合わせとして消防法令上正しいものを(1)～(4)から選べ。

- (1) 一号又は二号
- (2) 二号又は三号
- (3) 二号又は四号
- (4) 三号又は四号

【消防用設備等】問1 以下の消防用設備等のうち、消防法令上、小規模特定用途複合防火対象物に関して特別な措置を講ずることとしていないものを1つ選べ。ただし、非常電源については考慮しないものとする。

- (1) 屋内消火栓設備
- (2) スプリンクラー設備
- (3) 自動火災報知設備
- (4) 避難器具

【消防用設備等】問2 次の防火対象物に設置されている火災通報装置のうち、消防法令上、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動することを要しないものを1つ選べ。ただし、これらの防火対象物の自動火災報知設備の受信機及び火災通報装置は、常時人がいる防災センターに設置されていないものとする。

- (1) 消防法施行令別表第1(5)項イ
- (2) 消防法施行令別表第1(6)項イ(1)
- (3) 消防法施行令別表第1(6)項イ(2)
- (4) 消防法施行令別表第1(6)項ロ

【防火査察】問1 消防法（以下「法」という。）の罰則については、命令違反を前提とする罰則規定と規定違反に対する直接の罰則規定に分類されるが、罰則の適用等に関する事項のうち、不適当な記述は次のうちどれか。

- (1) 法第45条に基づき、両罰規定を適用し、法人等事業主の監督責任を問う場合には、法人等の事業に関して違反行為が行われたことを供述等により特定し、裁判所に対する通知をもって対応する。
- (2) 規定違反に対する直接の罰則規定に係る違反については、罰則の適用を促すための告発や過料事件の通知を実施する。
- (3) 命令違反を前提とする罰則規定に係る違反については、原則として違反処理基準に基づいて警告、命令を発動し、違反が是正されない場合は、罰則の適用を促すための告発を実施する。
- (4) 秩序罰である過料については、行政秩序を維持する目的から科せられる行政法上の罰金であって非訟事件手続法の適用を受けることになり、裁判所に対する通知をもって対応する。

【防火査察】問2 消防法（以下「法」という。）第4条に基づき実施する立入検査に関する事項のうち、不適当な記述は次のうちどれか。

- (1) 立入検査では、通路幅員等の長さを測るための巻尺、パイプスペースなどの暗中箇所を検査するための懐中電灯など、立入検査を実施する防火対象物の状況に応じて検査に必要な器具を持参し有効に活用する必要がある。
- (2) 立入検査は、法令上は事前の通告をすることなく立入検査を実施することができるが、既に把握している違反事実の改修指導で立入検査の相手方と面談する必要があるときなどは、事前の通告を実施すべきである。
- (3) 防火対象物に立ち入りする場合において、防火対象物の関係のある者から証票の提示請求があった場合は、これを提示しなければならないので、立入検査に向かう際は証票を携帯する必要がある。
- (4) 立入検査の実施は罰則によってその実効性が担保されており、相手方が正当な理由なく拒否した場合は、相手方が法令違反を隠ぺいする可能性もあるので、速やかにその抵抗を排除して強制的に立入検査を実施する必要がある。

【危険物】問1 次の物品と危険物の類別との組み合わせで、誤っているものはどれか。

- (1) ヒドラジン —— 第4類
- (2) 硝酸エチル —— 第4類
- (3) ヒドラジンの誘導体 —— 第5類
- (4) 硝酸ゲアニジン —— 第5類

【危険物】問2 給油取扱所の定義に関する次の記述の（ ）に入るものとして正しいものはどれか。
給油設備によって自動車等の燃料タンクに直接給油するため

〔人事管理〕

問1 答 (6)

- 解説 (1) 勤務時間等も条例主義であるため、誤り。
 (2) 休憩時間は含めないため、誤り。
 (3) 休憩の説明であるため、誤り。
 (4) 適用されないため、誤り。
 (5) 正しい。

〔行政手続〕

問1 答 (2)

- 解説 (1) 行政刑罰であるため、誤り。
 (2) 正しい。
 (3) 付加刑ではないため、誤り。
 (4) 行政罰は、故意による違反であるため、誤り。
 (5) 科料ではなく、過料であるため、誤り。

〔警防〕

問1 答 (3)

解説 地下街、地下室、耐火建築物等は、原則として全体をとらえて火災警戒設定区域とする。

問2 答 (4)

解説 報道発表者は、指揮本部長又は指揮本部長が指定した者が行う。なお、発表にあたっては情報の収集経過を把握している広報担当者を補佐に充てる。

問3 答 (4)

解説 基本戦術により難しい場合は、状況に適応する手段を選択しなければならない。

〔救急〕

問1 答 (4)

解説 (4) 救命入門コースが、e-ラーニング受講により短縮できることは、要綱に明記されていない。

問2 答 (3)

解説 「現場指揮本部の設置基準」が正しい。救急業務計画の作成等について（昭和61年8月1日付 消防令第83号 消防庁次長通達）参照。

問3 答 (4)

解説 過去2年以内。「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」11、(2)参照。

予防技術検定模擬テスト

〔共通〕

問1 答 (4)

解説 消防法第3条2項。同条1項の一号と二号については、他人が代わって行うことが容易でなく、特に一号については管理権原者が特定できない状況が考えにくい。また、緊急の場合、一号と二号については消防法第29条（消火活動中の緊急措置等）に基づき措置で

きるが、三号と四号については消防法第29条の緊急措置等の対象外となる場合がある。これらの理由から本項が定められていると解される。

〔消防用設備等〕

問1 答 (1)

- 解説 (1) ×
 (2) ○ 消防法施行規則第13条（スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等）1項2号参照。
 (3) ○ 消防法施行規則第23条（自動火災報知設備の感知器等）4項1号へ参照。
 (4) ○ 消防法施行規則第26条 避難器具の設置個数の減免）6項参照。

問2 答 (1)

解説 消防法施行規則第25条3項5号参照。

〔防火査察〕

問1 答 (1)

- 解説 (1) 両罰規定を適用するためには、告発を実施する必要があるため、不適當。
 (2) 違反処理マニュアルにより適當。
 (3) 違反処理マニュアルにより適當。
 (4) 違反処理マニュアルにより適當。

問2 答 (4)

- 解説 (1) 立入検査マニュアルにより適當。
 (2) 違反処理マニュアルにより適切。
 (3) 違反処理マニュアルにより適切。
 (4) 立入を相手方が拒否した場合は、その抵抗を排除してまで立入検査権を行使することができず、まず、拒否する理由を確認し、立入の必要性等について丁寧に説明し相手方の説得をするなどの対応が求められるため、不適切。

〔危険物〕

問1 答 (2)

解説 硝酸エチルは引火点を有する液体であるが、第5類の硝酸エステル類に該当する。なお、ヒドラジンは、ロケットなどの燃料としても使われる引火性液体である。

〔参照条文〕 消防法別表第1
 危険物の規制に関する政令第1条

問2 答 (1)

解説 給油取扱所は、自動車等の燃料タンクへの給油に加え、灯油若しくは軽油を容器へ詰替え、又は移動貯蔵タンク等へ注入する取扱いを行う取扱所とされている。

〔参照条文〕
 危険物の規制に関する政令第3条第1号